

## 電算帳票作成業務委託（農地）特記仕様書

（目的）

第1条 この特記仕様書は、電算帳票作成業務委託を行うにあたって受発注者双方が遵守すべき事項を記載したものである。この特記仕様書に記載されていない事項については、「静岡県土木設計積算システム端末管理規定」を遵守する。

（業務内容）

第2条 設計条件を明示する図書（図面、数量表、その他資料）により、別紙「電算帳票作成業務委託業務フロー図」に従い下記の業務を行うものとする。

（1）作業打合

- ・ 打合せは、着手時打合せ（業務内容の把握）、中間打合せ（入力条件確認）、最終打合せ（成果品提出時）の3回を標準とする。
- ・ 打合せ記録簿は、作業過程で行う協議（電話・Eメール等）内容についても作成し委託者へ提出する。
- ・ 土木積算S・E資格の確認のため、着手時打合せ記録簿には土木積算S・E証の写しを添付すること。

（2）データリスト作成

- ・ 入力データの整理及び受託者が自社で行うデータ入力のための端末操作を行い、金額抜き設計書の出力を可能とするデータリストを作成する。
- ・ データリストにより入力データ・条件のチェック及び設計図面等との照査を行う。
- ・ チェックを行った後、入力データを電子メールにより委託者へ提出する。
- ・ 対象の作業及び対象外の作業は原則、以下のとおりとする。

対 象 作 業	対 象 外 作 業
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 静岡県標準単価表からの積算単価（基本単価コードまたは掲載実単価）入力</li><li>・ 物価資料（「月刊 建設物価」発行（一財）建設物価調査会及び「積算資料」発行（一財）経済調査会発行）等からの積算単価確認及び入力</li><li>・ 工区分けして発注するための数量調整及びデータ入力</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 標準積算基準にない積算基準の見積徴収</li><li>・ 「静岡県標準単価表」又は「物価資料積算単価」にない単価の見積徴収</li><li>・ 構造計算</li><li>・ 橋梁等の製作工数、仮設材などの供用日数の算定</li></ul>

(3) 図面修正

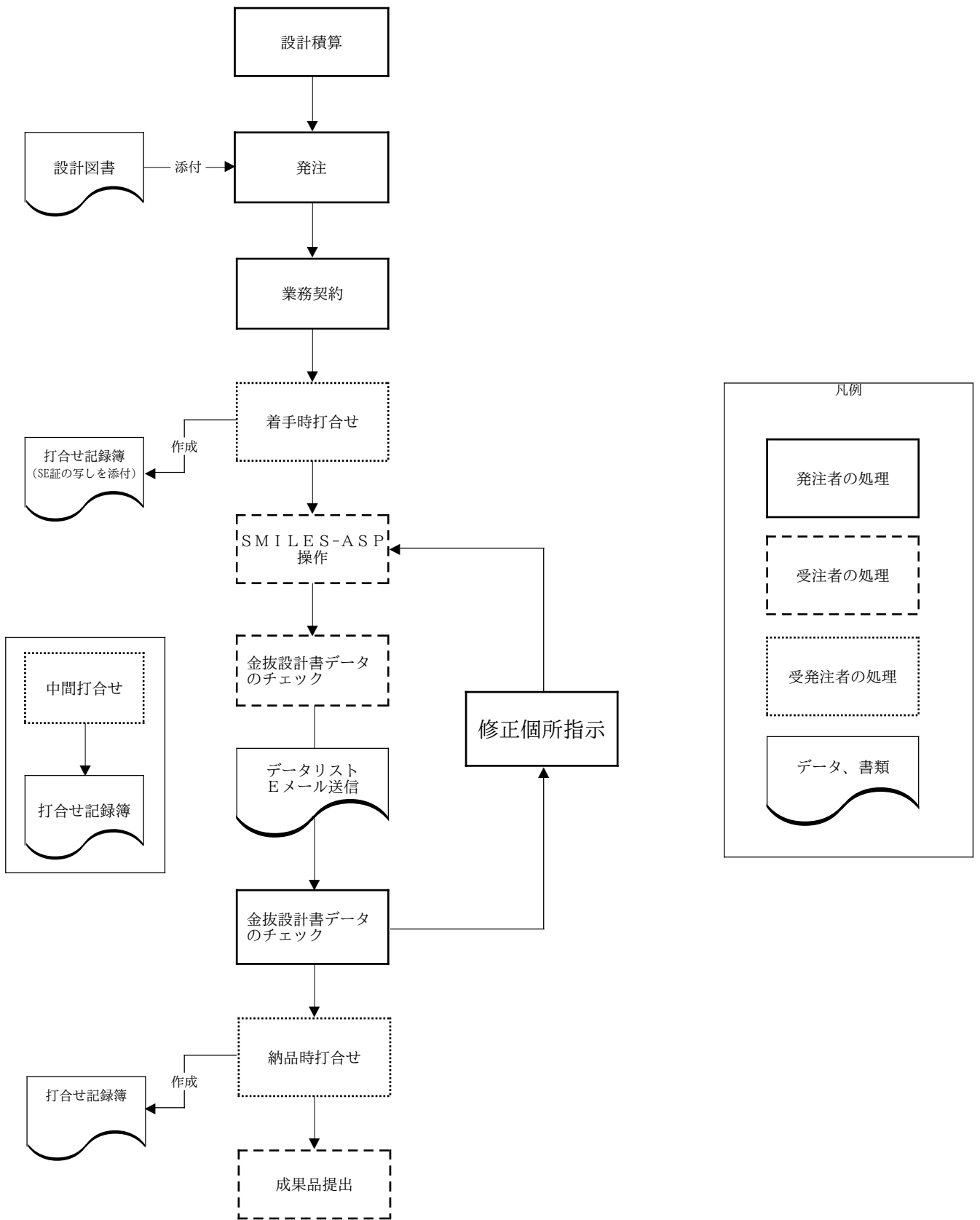
- ・ 「語句の修正・追加」、「引き出し線（工区の旗揚げなど）の追加」などの作図を行う。
- ・ 構造計算を伴わない又は簡易な図面を新たに作成し数量表の作成を行う。

(4) 資料整理（設計業務等と一体発注する場合は計上しない）

- ・ 委託者から貸与する図面、資料等により対象事業の内容を確認・把握するため資料整理業務を行う。
- ・ 構造計算を伴わないまたは簡易な図面を新たに作成し数量表の作成を行う。

（業務完了報告書）

第3条 業務完了報告書は、「電算帳票作成委託の電子納品要領」により作成する。



電算帳票作成業務委託 業務フロー